

生徒の自動車通学について

- 1 次の条件をすべて満たした場合、自動車での通学を許可する。
 - (1) 合法的に運転免許証を所持していること。
 - (2) 自動車通学について保護者の承諾を得ること。
 - (3) 学校所定の「自動車通学登録届」を提出し、学校の許可を得ること。
(有効期限は卒業若しくは退学日とする。)
 - (4) 学校が発行する「自動車通学登録証」の裏面に記載されている規則を遵守すること。
 - (5) 卒業若しくは退学時には、「自動車通学登録証」を補習校事務所に返却すること。

2 「自動車通学登録証」の様式

年度 学年 番号

↓ ↓ ↓

【表面】

No. ○○○○

自動車通学登録証

以下の者の自動車による通学が登録されていることを証する。

高等学部 ○ 学年 氏名

自動車の登録番号 ;

発 行 日 ; 年 月 日

有 効 期 限 日 ; 年 3月 31日

シアトル日本語補習学校

校 長 氏 名 印

【裏面】

私は以下の規則を遵守します。

- 1 安全運転に心がけなければならない。
- 2 この登録証は車内のダッシュボード上に置いて、車外から確認できるようにしておかなければならない。
- 3 運転中、駐車中、停車中に関わらず運転者、同乗者、自動車に対する一切の責任は学校側にはないことを了解しなければならない。

本人サイン ; _____

3 臨時自動車通学の場合

学校の許可を得ていない者が、やむを得ず自動車通学をしてきた場合は、登校してきた時点で校長、教頭または教務主任に申し出て、臨時の「自動車通学登録証」を受け取ることとする。